「令和８年度　電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴うガス料金・電気料金の値引きについて

2026 年 11 月 27 日
秩父ガス株式会社

平素より秩父ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和８年度**「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」**について、2026 年 11 月 25 日付で採択されたことを受け*1、2027 年 1 月検針分から 2027 年 3 月検針分（2026 年 12 月使用分から 2027 年 2 月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。**なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。**

＊1：秩父ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電気取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2026 年 11 月 25 日付で採択されております。

１．値引き単価（政府補助金単価）および適用月

（税込み）

年月(検針月)		2027 年		
		1 月検針分 (2026 年 12 月使用分)	2 月検針分 (1 月使用分)	3 月検針分 (2 月使用分)
ガス料金(1m³ あたり)		4.0 円	18.0 円	
電気料金 (1kWh あたり)	低圧	1.0 円	4.5 円	

・　※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2027 年 1 月 1 日需給開始、2027 年 1 月 10 日検針の場合、その電気料金には 4.5 円/kWh の値引きを適用）

２．標準家庭における影響額

（税込み）

	2027 年 1 月検針分	2027 年 2 月・3 月検針分
ガス料金	4.0 円×30m³　＝ **120 円**	18.0 円×30m³　＝ **540 円**
電気料金(低圧)	1.0 円×400 kWh ＝ **400 円**	4.5 円×400 kWh ＝ **1,800 円**

※上記は、月あたりガス使用量 30m³、電気使用量 400kWh の場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならい「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

３．補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。

電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

〈ガス料金の補助金適用イメージ〉

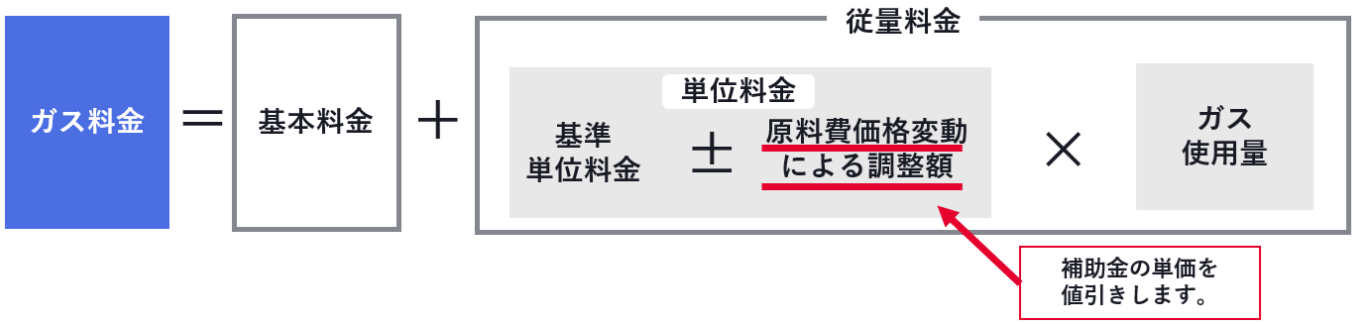

〈電気料金の補助金適用イメージ〉

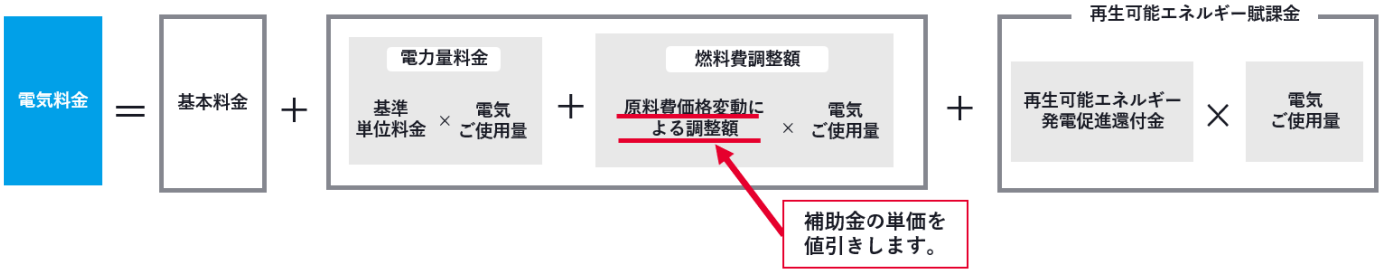

＜毎月適用する単価のお知らせ＞

補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2027 年 1 月検針分は、2026 年 11 月末）に、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ガス料金の調整単価：下記 URL で確認してください。
  https://www.chichibu-gas.co.jp/use/ryoukin.html
- 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
  https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html

４．本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口　0120-013-305	平日：9:00～17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

電気・ガス料金支援｜経済産業省 資源エネルギー庁

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

0494-22-2134

□受付時間 月～金　9:00～17:00（平日のみ）

以　上